該当することの説明書 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 今回の契約が左に該当すること等の説明 により随意契約をすることができる場合 1 見積合せをしていたのでは、時期を失し、 契約の目的を達することができないことの 説明 本工事は新庁舎の完成引き渡し後に、執務室 の運用の見直し等により実施する工事である が、年度内に機器調達及び工事を行う必要があ るため、速やかに契約し工事を行う必要がある 2 特定の者を選定した理由 緊急の必要により競争入札に付することが できないとき。 「東光電気工事株式会社」は、今般完成した 「岐阜県庁舎行政棟電気設備工事」の施工者で ある「東光・川北・ホクエー・杉浦特定建設工 事共同企業体(以下「JV」という)」の代表構 成員である。 「東光電気工事株式会社」はJVの代表構成 員として、対象建築物の電気設備工事の中心的 役割を担い、対象建築物全体及び今回の施工部 分を総合的に最もよく把握する者であり、本契 約の目的を達することができるのは、この者し かない。